

■募集期間:令和6年10月4日～令和6年11月5日

■募集結果:118通 259件

■公表時期:令和7年1月23日

No	方針	内容	意見の要旨	市の考え方
1	条例	条例への関わり	一部の団体の人達だけでなく、様々な人が手話関係の施策に関与していただければ、より良い手話に対する理解が深まり、市民の皆さんがよりサポートしやすくなると思います。	手話の理解と普及においては、あいさつ程度の簡単な手話を身に付けることを到達点としており、多くの方に受け入れていただけるよう進めてまいります。
2	推進方針1	手話の普及	通りすがりに手話で”こんにちは”ってできるくらい、聞こえない人も聞こえる人にも身近な存在になってほしいです。	あいさつ程度の簡単な手話として、市職員の誰もが「こんにちは」「ありがとう」「よろしくお願いします」の少なくとも三つの手話を身に付けるよう、手話の普及に努めてまいります。
3	推進方針1	市議会	市議会議員に手話を覚えてほしい。	市議会議員に対しても職員と同様に手話の普及・啓発を進めてまいります。
4	推進方針1	職員手話研修	市職員への手話研修をしてほしい。【10件】	手話が言語のひとつであることへの理解を広め、手話の普及を促進するため、職員向けの手話研修を継続して実施いたします。
5	推進方針1	学校	小・中学校で手話に接する機会を増やしてほしい。【16件】	授業の取り扱いや学習内容等に関わる教育課程の編成権を有する各学校に対して手話に関する情報提供等の支援を行うことで、児童生徒の手話に対する理解を深められるよう努めてまいります。
6	推進方針1	手話の学習機会の提供	手話を学ぶ機会を増やしてほしい【12件】	手話講座につきましては、入門コースと会話コースをそれぞれ昼の部・夜の部で開催しております。近年、定員を大幅に超える応募があったことから、定員や受講場所の拡充等を検討しているところです。また、手話に触れる機会として、手話サロン等の情報収集や紹介を行いたいと考えており、推進方針に基づき今後進めてまいります。その他、初心者や子どもが気軽に手話に触れる機会を増やせるよう、検討を進めてまいります。
7	推進方針2	コミュニケーション手段	様々な障がい特性に応じたコミュニケーション手段の選択肢を広げてほしい。【22件】	推進方針2に基づき、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちをめざして取組を進めてまいります。
8	推進方針2	避難所	災害時における避難所などでの情報保障について【4件】	避難所に備えている避難所開設セットの中に、筆談ボードやイラストを指差するコミュニケーション支援ボードなどを準備することや、遠隔手話サービスの導入などを検討してまいります。
9	推進方針2	市民病院	吹田市民病院や市内の大きな医療機関に手話通訳者を配置してほしい。【33件】	市立吹田市民病院では、お申し出により手話での対応ができるよう、受付に手話のできるスタッフを1名常勤配置しております。また、筆談等のコミュニケーションにより、聴覚障がい者の方にも安心して受診いただけるよう努めているとお聞きしております。同病院は地方独立行政法人であり、その運営に関しては同病院が主体となるものですが、聴覚障がい者の方を含め、全ての患者様に安心して受診していただけるよう引き続き連携してまいります。
10	進捗管理	進捗管理	条例に基づく施策を計画的に進めてほしい。【4件】	施策推進方針に基づき、計画的に取組を進めていくとともに、庁内の全室課に取組の進捗状況を確認してまいります。